明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（七）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（八）　三
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（九）　四
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（一〇）　四
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（一一）　五
○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律施行期日を定める政令（一二）　五
〔省　令〕
○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律施行規則（防衛一）　六
〔告　示〕
○高知空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通四二）　一三
〔人事異動〕
最高裁判所　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等　上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消、土地家屋調査士名簿登録等関係　一五
地方公共団体　行旅死亡人関係　一五
会社その他　一五
会社決算公告　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第七号）（厚生労働省）

一　職業安定法施行令の一部改正関係

職業安定法第五条の六第一項第三号において、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができることとされているところ、当該労働に関する法律のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に関して定める職業安定法施行令第一条第六号について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条により育児・介護休業法に新設された労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たことを理由とした不利益取扱いの禁止に係る規定を追加することとした。（第一条関係）

二　船員職業安定法施行令の一部改正関係

船員職業安定法施行令第一条第七号について、一に準じた改正を行うこととした。（第一条関係）

三　行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、改正法第一条により育児・介護休業法に新設された次に掲げる規定に関し、それぞれ次に定める命令を追加することとした。（第四条関係）

1　育児・介護休業法第二一条第二項　労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たときに当該事業主が当該労働者に対して知らせなければならない事項及びその方法並びに当該事業主が講じなければならない措置を定める命令

2　育児・介護休業法第二一条第三項　労働者が家族の介護に直面する前の適切な期間及び当該期間に事業主が当該労働者に対して知らせなければならない事項を定める命令

3　育児・介護休業法第二二条第二項第三号　介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置を定める命令

4　育児・介護休業法第二二条第四項第三号　仕事と介護の両立に資する制度又は措置に係る雇用環境の整備に関する措置を定める命令

四　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八号）（環境省）

1　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法

㈠　二酸化炭素の量の全部又は一部を大気中に放出せずに回収し燃料の製造の用に供した場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合においては、当該量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより控除して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成一〇年法律第一一七号）第二六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定できることとした。（第七条第三項関係）

㈡　一酸化二窒素の排出を伴う事業活動のうち、半導体素子等の製造において、酸化膜の形成を追加することとした。（別表第九関係）

2　国際協力排出削減量の記録

㈠　法人等保有口座の記録事項を定めることとした。（第二一条関係）

㈡　国際協力排出削減量の信託の記録手続を定めることとした。（第二二条～第二八条関係）

㈢　手数料の額等を定めることとした。（第二九条関係）